
3階建の展示住宅の取扱い

平成12年秋期部会

住宅展示場に建築する展示住宅については次のとおり取り扱う。

- (1) 集団規定(法第48条の用途規制)
展示場として取り扱う。

- (2) 単体規定(法第27条、35条)
事務所として使用する部分を事務所とし、それ以外の部分については住宅として取り扱う。
火気使用及びトイレの使用についても建築基準法に適合していれば使用は可とする。